

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

(趣旨)

2022年1月27日付けで、各一般送配電事業者から経済産業大臣宛に、託送供給等約款（以下「託送約款」という。）以外の供給条件の認可申請があり、2022年1月28日付けで、経済産業大臣から委員会に対し、意見の求めがあったところ、当該認可申請への委員会としての回答について御審議いただく。

1. 経緯

2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合における議論に加えて、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下、「小委員会」という。）において、約半年にわたって議論が重ねられてきたところ。

第43回小委員会（2021年12月27日開催）において、経緯・背景、基本的な考え方、具体的な調整方法及び託送供給等約款の特例認可と不当な差別的取扱いの禁止に関する考え方などが取りまとめられた。【別添1】

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長は、2022年1月11日付けで各一般送配電事業者に対して、上記の取りまとめに従い、需要BGにおける将来の託送料金について必要な措置を講ずることを要請した。【別添2】

この要請を踏まえ、2022年1月27日付けで、各一般送配電事業者から経済産業大臣宛に託送約款以外の供給条件の認可申請があり【別添3】、2022年1月28日付けで電気事業法第66条の11第1項第5号の規定に基づき、経済産業大臣から当委員会委員長に対し意見を求められた。【別添4】

2. 申請の概要【別添3】

① 申請者 全一般送配電事業者（10者）

② 特例措置の内容（将来の託送料金から毎月定額を差し引く調整を行う）

◆ 適用

2021年1月の不足インバランス料金（余剰インバランス料金を差し引いたもの）が零を上回る需要BGから、2022年2月15日から同年3月15日の間に申し出があったもの。ただし、支払期日を経過している不足インバランス料金（延滞利息含む。）について、BGが申し出た時点で、全ての支払いが済んでいること。

◆ 適用期間

2022年4月から原則6ヶ月間。ただし、BGから申し出があった場合は協議により最短1ヵ月まで短縮が可能。

なお、6ヶ月間で調整が行えなかった場合は、最大12ヶ月まで延長する。

◆ BGに係る料金

BGに属する全小売電気事業者の託送供給等約款上の 毎月の託送料金の総和から毎月の調整額^{※1}を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は、零とする。）

※1 毎月の調整額

＝ [(30分ごとの 調整単価 (不足) ^{※2}

×各BGの30分ごとの 不足インバランス量) の2021年1月の累積額

－ (30分ごとの 調整単価 (余剰) ^{※3}

×各BGの30分ごとの 余剰インバランス量) の2021年1月の累積額]

÷ 6カ月 (原則)

ただし、調整額は零以上とし、託送料金が増額となる調整は行わない。

※2 調整単価 (不足)

＝託送約款により設定された不足インバランス料金単価

－ (200円/kWhと市場価格のうち、いずれか高い価格)

※3 調整単価 (余剰)

＝託送約款により設定された余剰インバランス料金単価

－ (200円/kWhと市場価格のうち、いずれか高い価格)

3. 認可申請に係る意見について

上記1. の経緯を踏まえ、事務局として、本申請の内容が第43回小委員会の取りまとめに従った内容となっていることを確認した。

ついては、本申請は、託送約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可して差し支えないものと判断し、次案のとおり、当委員会として、認可することに異存がない旨を回答することとしたい。

＜参考 1＞電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

（託送供給等約款）

第十八条

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限りでない。

（委員会の意見の聴取）

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十八、第九十九条第一項又は第九十九条の六第一項 の認可をしようとするとき。

＜参考 2＞電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第 1

（12） 第 18 条第 2 項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可

第 18 条第 2 項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

①託送供給等を行うに当たり、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場合

②天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割引く等の措置を行う必要が生じた場合

③広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる補てん金を課された場合

＜参考 3＞

（2021 年）

1 月 15 日 インバランス等料金単価の上限を 200 円／kWh とする託送供給等約款の特例認可（委員会に意見聴取のうえ、経済産業大臣が認可）

2 月 12 日 同年 1 月分のインバランス料金を最大 5 か月に分割して支払うことができる措置の特例認可（委員会に意見聴取のうえ、経済産業大臣が認可）

3 月 19 日 同年 1 月分のインバランス料金を最大 9 か月に分割して支払うことができる措置の特例認可（委員会に意見聴取のうえ、経済産業大臣が認可）

(案)

番 号
年月日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和4年1月28日付け20220127資第1号により貴職から当委員会に意見を
求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存あり
ません。

2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者の
インバランス収支の取扱いについて

2021 年 12 月 27 日

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会

目次

1. 経緯・背景	3
2. 基本的な考え方	4
3. 具体的な調整方法	6
(1) 調整を行う場合の託送料金の計算方法.....	6
(2) 調整対象 BG.....	9
(3) 申請方法	9
(4) その他.....	11
4. 託送供給等約款の特例認可と不当な差別的取扱いの禁止に関する考え方	12
5. スケジュール.....	13
委員名簿.....	14
開催実績	16

1. 経緯・背景

2021 年 1 月上旬、断続的な寒波により電力需要が大幅に増加し、LNG の在庫が減少したことで発電が稼働抑制されるとともに、その他発電所の出力低下により供給力が低下したことで、電力需給がひっ迫する事態が発生した。これに伴い、市場への売り入札が減少し、売り切れ状態が継続した結果、一時、最高価格 250 円/kWh を超える過去に例を見ない水準でスポット価格が高騰した。スポット価格の高騰に伴い、インバランス料金も高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増えたことにより、一般送配電事業者のインバランス収益は大きく増加した。

これらの状況を踏まえ、緊急的なインバランス料金単価の上限設定¹や、1 月分のインバランス料金についての分割支払措置（2021 年 12 月までの 9 回の分割支払）、市場価格が需給ひっ迫状況等から乖離して上昇することがないようにするためのセーフティネットとしてのインバランス料金制度の見直し²等の措置を講じたところである。また、2022 年度からは、調整力のコストや需給ひっ迫状況に応じた新たなインバランス料金制度の導入を予定している。

また、一般送配電事業者のインバランス収支については、第 59 回電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合（2021 年 4 月 16 日開催）において、収支相償の観点から、過去の累積赤字も含めた収支過不足について、託送料金等により広く系統利用者に還元・調整するという案が提示された。この案に対して、制度における事前と事後の公平性において、インバランス料金の精算がルールに基づいて行われることが重要であるという事業者の事業規律の観点や、特定の事業者に還元することは線引きが難しいといった観点から、託送料金等で系統利用者に還元するという方針は合理的だという意見や、インバランス収支は一般送配電事業者の努力が及ばないものであることから、制度上プラス・マイナスを調整するのは合理的な判断だという意見等、事務局案を支持する意見が出された。一方で、インバランス料金の額を工夫することなどにより、インバランス料金の請求を受けた特定の事業者に還元すべきとの意見や、過去の累積赤字と今冬の黒字は性質が異なる部分もあるため単純に合算すべきではないのではないかとの意見等、事務局案以外の案も検討すべきとの意見も提起された。加えて、

¹ インバランス料金単価の上限を 200 円/kWh とする措置を 2021 年 1 月 17 日分のインバランス料金単価より適用するよう、経済産業省から一般送配電事業者に要請し、一般送配電事業者から託送供給等約款以外の供給条件として申請された特例措置を認可。

² 一般送配電事業者が前日夕方公開する「でんき予報」上の各日に最初に公表された予想予備率（使用率ピーク時）が複数の供給区域で 3%以下となる場合、インバランス料金単価の上限価格を 200 円/kWh とし、これ以外の場合、インバランス料金単価の上限価格を 80 円/kWh とした（2021 年 7 月 1 日施行）。

第34回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」という。）（2021年4月28日開催）で提示された「2020年度冬期の電力需給ひっ迫・市場価格高騰に係る検証中間取りまとめ（案）」に対する意見公募では、特定の事業者に対して還元・調整を行うべきという意見も多く寄せられた。

これらの意見を踏まえ、小委員会において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する具体的な方策については、引き続き丁寧に検討を行っていくことが必要であるとされ、約半年にわたって、議論を重ねてきたところである（「開催実績」を参照）。

2. 基本的な考え方

2021年1月において、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、1月12日から15日までの市場価格の最高価格が4日間連続して200円/kWhを超えたことを踏まえ、市場参加者による電力の安定的な取引環境確保に向けた緊急的な対応として、2022年度導入予定のインバランス料金制度における、需給ひっ迫時の補正価格の200円/kWhを参考に、インバランス料金単価の上限を200円/kWhとする措置を講じた¹。また、2021年7月には、事業者の事業予見性を高める観点から、セーフティネットとして、経済産業省令等を改正し、需給ひっ迫時のインバランス料金単価の上限を200円/kWhとする措置を講じた²。

電力・ガス取引監視等委員会における検証³においても、「今冬においては、スポット市場価格やインバランス料金がスパイラル的に上昇し、一部において調整力のコストや需給ひっ迫状況とは異なる動きをしていた面もあった。（略）2022年度に導入される新たなインバランス料金制度においては、スポット市場価格に関係なく実需給断面において需給調整に用いた調整力のコストや需給ひっ迫度合いからインバランス料金を算定する仕組みとなる。（略）2022年度以降は、今冬のように売り切れ状態が継続した場合においても、スパイラル的な高騰は発生せず、需給の状況を離れて上昇することはなくなると考えられる。」との評価が行われた。

小売電気事業者が、2021年1月のインバランス料金を最大9か月に分割して支払うことを可能とする措置を講じており、最近まで2021年1月のインバランス料金の債務負担を負っていた小売電気事業者が存在していた。一方、当時の制度は審議会等での議論やパブリックコメント等も踏まえて予め定められていた

³ 電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合「2020年度冬期スポット市場価格の高騰について」（2021年6月14日改訂）

ものであり、市場価格の高騰が発生し得ることを見通して、インバランスを発生させないよう、事前の調達や市場調達に努めた小売電気事業者も存在している。

このように、2021 年 1 月の事象に対する小売電気事業者ごとの影響は多様であるが、

- ① 2021 年 1 月の市場価格の高騰が発生し得ることを見通して事業活動を行っていた小売電気事業者も存在した一方、この事象は新たなインバランス制度へ推移する端境期で生じた事象であり、その後講じたセーフティネット措置から遡って考えれば、2021 年 1 月の事象は、小売電気事業者にとって予見可能性が低い事象であったと考えられること、
- ② こうした中で、2021 年 1 月に、余剰インバランス発生に伴う収入額より、不足インバランス発生に伴う支払額が大きかった小売電気事業者においては、当時多大な支払額が生じ、事業に影響が出た小売電気事業者や直近まで 2021 年 1 月のインバランス債務負担を負いながら事業を継続していた小売電気事業者も存在すること、
- ③ 一方で、こうした中にあっても、市場価格が高騰する時間帯にも計画値同時同量の達成のため、市場調達に努めた小売電気事業者にとって不利益となることは望ましくないこと、

などに鑑み、今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021 年 1 月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ(以下「BG」という。)ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこととする。

なお、上記の方法で調整を行っても、2021 年 1 月分のインバランス収支については、正または負の収支が残存することが考えられる(以下「調整後の残余収支」という。)。これらについても、収支相償の原則に従い、調整を行うことが必要である。

一方、2021 年度冬期は、一般送配電事業者においては、追加供給力(kW)公募及び追加 kWh 公募による支出が見込まれており、これらも託送料金の仕組みを通じた費用回収が必要である。また、並行して 2022 年度以降の追加供給力確保の対応手段について議論が行われているところ、このような状況においては、毎年度、託送料金を変更するのではなく、一定程度将来を見越した運用が必要と考えられる。

この点、仮に追加供給力(kW)公募及び追加 kWh 公募を行わなかったとした場合には、需給がひっ迫し、市場での売り切れに伴う市場価格高騰が生じ、スポット市場での電力調達に期待する市場参加者において損失が発生するおそれがあることに鑑みれば、これらの措置は、こうした事業者に対しての事前の備え

としての効果も期待できる。

以上を踏まえ、「調整後の残余収支」については、今後の追加供給力（kW）及び kWh 公募の費用の回収と合わせて、最終的には、収支相償となるよう託送料金を通じた調整を行うことができるよう、

① 調整開始に併せ、「調整後の残余収支」は、現行の託送制度上、インバランス収支として管理するとともに、

② 追加供給力（kW）及び kWh 公募の費用についてもこれと同様の管理を行い、

③ これらを併せて収支相償の考え方の下、管理を行っていく、
という取扱いを行うこととする。

また、これまでインバランス制度におけるインセンティブ定数（K、L）⁴によって副次的な効果として、一般送配電事業者全体としての収支も改善しているが、このインセンティブ定数の仕組みは 2021 年度をもって終了となる。インセンティブ定数による収支改善後もなお残る、2016 年度から 2021 年度における累積の収支過不足については、2022 年度からの新たなインバランス料金制度におけるインバランス収支管理へ繰り越し、引き続き収支相償の考え方の下、管理していくこととする。

3. 具体的な調整方法

上記「2. 基本的な考え方」を踏まえて、具体的な調整額の計算方法等については、下記の通りとする。

（1）調整を行う場合の託送料金の計算方法

調整を行う場合のBGごとの毎月の託送料金については、下記の通り計算を行う。

BGごとの毎月の託送料金

＝BGに属する全小売電気事業者の託送供給等約款上の毎月の託送料金の総和
－毎月の調整額

※ただし、毎月の調整額が毎月の託送料金の総和を超える場合は、一般送配電事業者からBGへの請求額は0円とする。

⁴ 不足インバランス料金単価については定数 K を加算し、余剰インバランス料金単価については定数 L を減算することとなっており、K と L は、一般送配電事業者ごとに異なる値が設定されている。

このとき、各BGにおける毎月の調整額は、下記の通り計算を行う。調整は6か月間で行うことを原則とし、毎月の調整額は、各BGにおける調整額の総額を6で除したものとする。

毎月の調整額

$$\begin{aligned} &= [(\text{各コマにおける調整単価（不足）} \\ &\times \text{各BGの各コマにおける不足インバランス量）の2021年1月の累積額} \\ &- (\text{各コマにおける調整単価（余剰）} \\ &\times \text{各BGの各コマにおける余剰インバランス量）の2021年1月の累積額}] \\ &\div 6\text{か月（原則）} \end{aligned}$$

※ただし、調整額は0円以上とし、託送料金が増額となる調整は行わないものとする。

ただし、毎月の託送料金の額に比べて、調整額の総額が小さいことが合理的に認められる場合には、一般送配電事業者とBG間での合意の上で、早期調整の観点から調整期間を最短1か月まで短縮することを可能とする。また、調整期間は原則6か月で調整を行うものの、毎月の託送料金の額が少額であり、6か月で調整が行えなかった場合に限り、調整期間を最大12か月まで延長する（調整の例は図1を参照）。

調整額総額を60とする

原則

	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目
毎月の託送料金の額（調整前）	40	35	35	45	40	45	40	40	40	45	35	35
調整額	10	10	10	10	10	10	－	－	－	－	－	－
毎月の託送料金の額（調整後）	30	25	25	35	30	35	－	－	－	－	－	－

調整終了

例外

① 毎月の託送料金の額に比べて、調整額が小さいことが合理的に認められ、一般送配電事業者とBG間で合意がある場合

	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目
毎月の託送料金の額（調整前）	300	350	300	300	350	400	300	350	300	400	350	300
調整額	60	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
毎月の託送料金の額（調整後）	240	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

調整終了

② 毎月の託送料金の額が少額であり、6ヵ月で調整が行えなかった場合

	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目
毎月の託送料金の額（調整前）	11	8	8	7	9	12	7	8	8	9	12	11
調整額	10	8	8	7	9	10	7	1	－	－	－	－
毎月の託送料金の額（調整後）	1	0	0	0	0	2	0	7	－	－	－	－

託送料金の上限に抵触した8の未調整分 線越 調整終了

図 1 調整期間について（原則と例外）

各コマにおける調整単価については、下記の通り計算を行う。ただし、調整単価が0円/kWh以下の場合は、0円/kWhとする（インバランス料金単価が200円/kWh及び市場価格を上回った場合を調整の対象とする）。この際、市場価格はエリアごとの回避可能費用単価（スポット市場と時間前市場の同一時間帯における売買取引価格の加重平均として、JEPXで公表されている価格）とする（なお、沖縄電力のエリアについては全国の市場価格を参照する）。

・ 不足インバランスについて

調整単価（不足）

＝不足インバランス料金単価（K加算）

－（200円/kWhと市場価格のうち、いずれか高い価格）

・ 余剰インバランスについて

調整単価（余剰）

＝余剰インバランス料金単価（L減算）

－（200円/kWhと市場価格のうち、いずれか高い価格）

（２）調整対象 BG

支払期限を超過しているインバランス料金（延滞金等を含む。）について、申請日までに全ての支払いが済んでいる需要BGを対象として調整を行うこととする。

（３）申請方法

申請は、以下のとおり行うこととする（詳細は図2参照。）。なお、一般送配電事業者はあくまで申請を受け付け、それを踏まえて託送料金の減額調整を行うものであり、形式的な確認（申請書に記載の漏れがないか、等。）のみを行う。

- 申請期限（「５．スケジュール」に記載。）までに、申請時のBG内の全ての小売電気事業者及び2021年1月時点のBG内の全ての小売電気事業者（ただし、申請時に小売電気事業を営んでいない者は除く。）の連名で、調整に関する申請書を、託送供給契約を締結している一般送配電事業者に提出する。
- 申請書には、下記の内容を記載するとともに、2021年1月当時の託送供給に係る契約書の写しを添付する。

（申請書記載事項）

- 本書に記載している調整に関する要件を全て満たしていること。
- 一般送配電事業者から託送料金の減額を通じた調整を受けることについて同意すること。
- 調整金（３．（１）記載の方法により算出された各BGにおける毎月の調整額をいう。）に関するBG内外の小売電気事業者間での配分（配分先や配分額）について、署名した全ての小売電気事業者間で合意を行ったこと。
- 申請の際に提出する全ての資料に記載される事項が真実かつ正確であることを表明し保証すること。
- 上記に万一違反した場合には、託送料金の減額措置を適用日まで遡って取り消すことに同意すること。

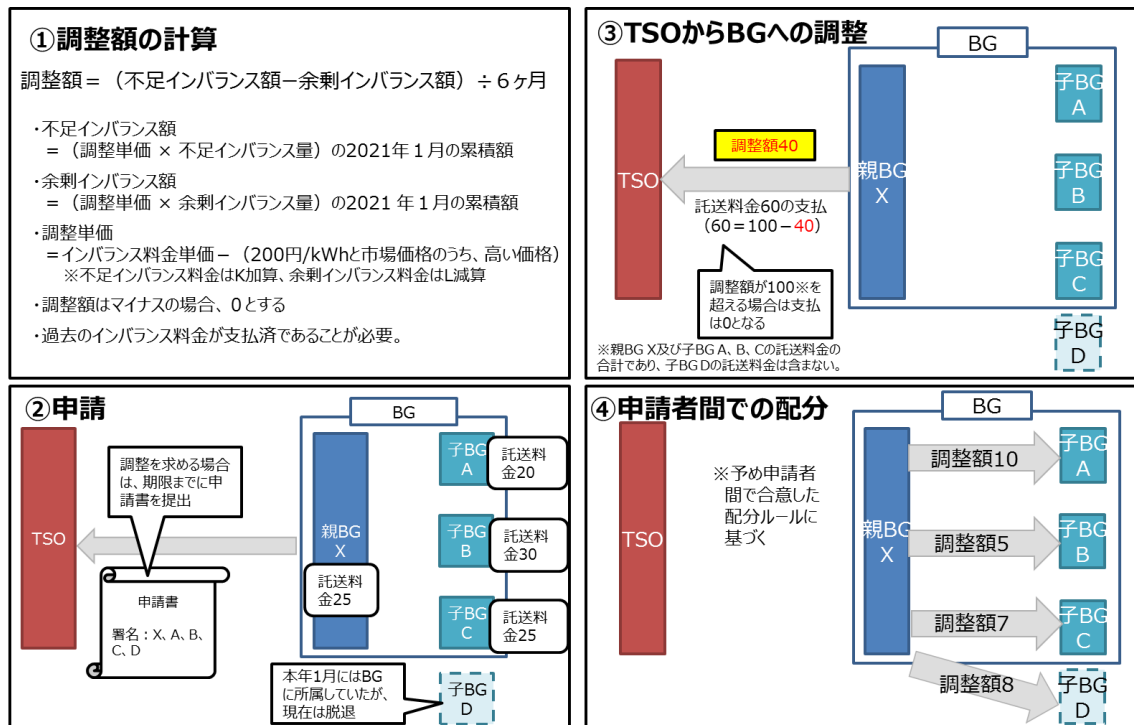


図 2 調整プロセス

上記の申請に当たり、BGにおける代表契約者（以下「親BG」という。）がすでに倒産等で小売電気事業者から撤退していたり、親BGを辞め、親BG以外の立場でBGに属する小売電気事業者（以下「子BG」という。）として他のBGの傘下に入っていたりする場合も考えられる。その場合の調整方法は下記の通りとする（詳細は図3参照。）。

- ① 2021年1月当時のBGは解散せず、残りの子BGの中で新たに親BGとなった小売電気事業者がいる場合、当該親BG経由で託送料金を通じた調整を行う。
- ② 2021年1月当時のBGが解散し、親BGと子BGがそれぞれ別のBGの傘下に入っている場合、どこか一つの親BGを経由して、託送料金を通じた調整を行う。

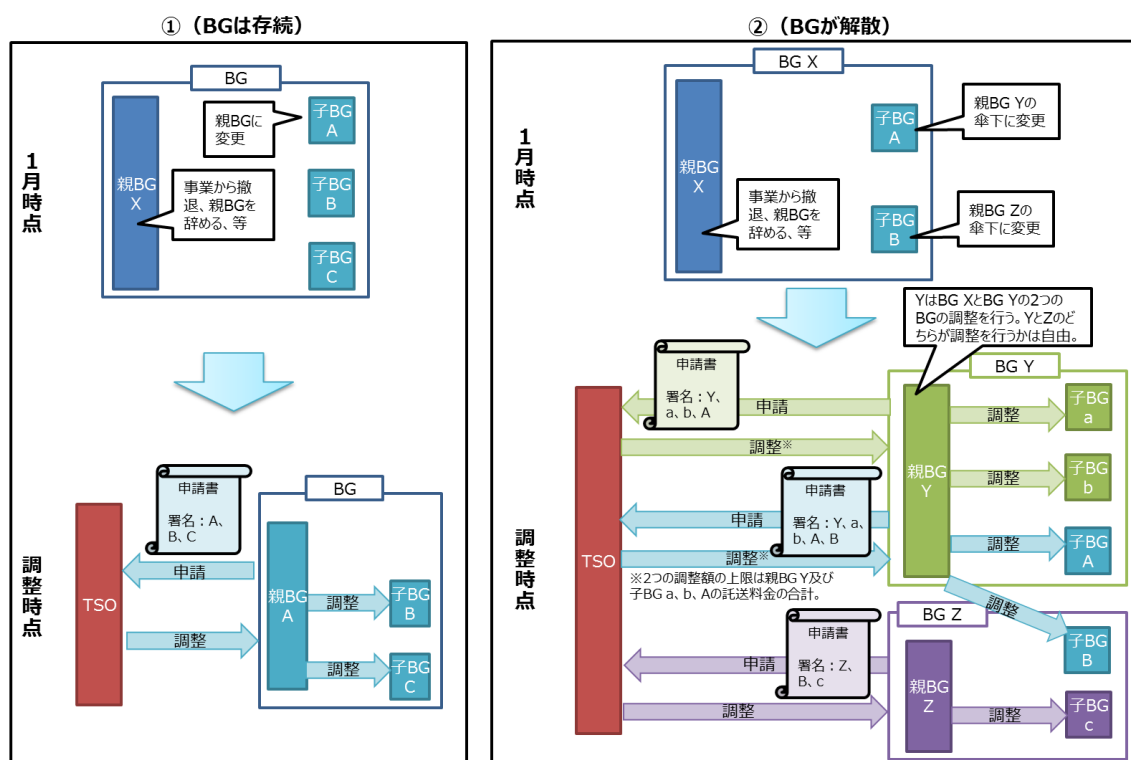


図 3 親 BG が不在の場合の調整

(4) その他

本調整は、迅速な調整のため、一般送配電事業者において、システム対応は行わず、手作業で作業を行うことを想定している。そのため、一般送配電事業者における実務上の負担を軽減する観点から、請求書の印字等については、各一般送配電事業者の現行の実務に合わせて、各一般送配電事業者で自由に設定することとする。ただし、請求書の印字等の方法について、BGに対してわかりやすい説明（自社のHPでの掲載や申請時にBGに伝達を行うなど）を行うこととする。

(請求書の印字例)

- 「その他料金」や「精算額等」の欄に計上。
- 個別の請求書には調整額を反映せず、その後、調整額反映後の明細を別途通知の上、反映後の金額で支払う。

4. 託送供給等約款の特例認可と不当な差別的取扱いの禁止に関する

考え方

2021 年 1 月の事象は、新たなインバランス制度へ推移する端境期で生じた事象であり、その後講じたセーフティネット措置（インバランス料金単価の上限を 200 円/kWh とする。）から遡って考えれば、事業者にとって予見可能性が低い事象であったと考えられ、今回の措置は今回限りの極めて臨時的なものであること等を踏まえると、法令改正等を伴う措置としてではなく、特例的な対応を迅速に行うことが適切であると考えられる。他方で、特例的な対応といえども、事業者に判断の余地が多い措置となることは、トラブルの発生や制度の乱用などを招きかねず不適切である。

そのため、調整方法等は本書に記載の内容に従い、一般送配電事業者からの申請を経済産業大臣が特例認可（電気事業法第 18 条第 2 項ただし書きによる措置）することによって、今回の措置を行うこととする。

なお、特例認可は「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に限られるが、今回の措置は、あらかじめ予測し難い事柄に対して、多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、臨時的な措置を行う必要があると認められるため、「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられる。

また、一般送配電事業者の禁止行為等として、電気事業法第 23 条第 1 項第 2 号に、「特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。」が掲げられている。この行為に該当するかどうかの判断は、その不当性で判断される。下記の 2 点より、今回の調整は「不当」ではないと整理ができるため、第 23 条第 1 項第 2 号の不当な差別的取扱いの禁止には当たらないと考えられる。

① 今回の調整は、

- ✓ 意見公募⁵や様々な事業者等の意見を踏まえ、小委員会における丁寧な議論を重ねた上での措置であり、一般送配電事業者の判断のみによって講じるものではないこと、
- ✓ 全事業者に対して、丁寧な議論を重ねた上での一律の調整ルールを設定した上で、そのルールを元に調整額を計算した結果として、BG ごとの

⁵ 第 34 回小委員会（2021 年 4 月 28 日開催）で提示された「2020 年度冬期の電力需給ひっ迫・市場価格高騰に係る検証中間取りまとめ（案）」に対する意見公募のこと。

託送料金に差が発生するものであり、一般送配電事業者の恣意性は排除されていること、

- ✓ 上記の通り、全事業者に対して、一律の調整ルールを設定しているため、一般送配電事業者はそのグループ会社である小売電気事業者に対して、優先的な取扱い等を行っておらず、その他の小売電気事業者との公平性が保たれていること。

- ② この不当性の具体例は「適正な電力取引についての指針（令和 3 年 11 月 5 日）（公正取引委員会、経済産業省）」において、㊦一般送配電事業者の個別ルールの差別的な適用、㊧一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知、㊨需要家への差別的な対応、が示されているが、今回のケースは、これらの例には当たらないこと。

5. スケジュール

本調整は、今後、下記のスケジュールで行うことを目指すものとする。

2022 年 2 月中旬 BG から一般送配電事業者への申請受付開始

3 月中旬 受付締切

4 月分の託送料金から調整を開始

※原則として 9 月分まで。調整状況に応じ最長 2023 年 3 月分まで。

委員名簿

委員長

山内 弘隆 武蔵野大学経営学部 特任教授

委員

秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループ グループリーダー

岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 特任教授
※委員就任により第 40 回より参加

牛窪 恭彦 株式会社みずほ銀行 常務執行役員

大石 美奈子 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長

大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科 教授

柏木 孝夫 東京工業大学 特命教授

※委員辞任により第 37 回まで参加

澤田 道隆 花王株式会社 取締役会長

松橋 隆治 東京大学大学院工学系研究科 教授

※委員就任により第 40 回より参加

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

村木 美貴 千葉大学大学院 工学研究科 建築・都市科学専攻教授

村松 久美子 PwC あらた有限責任監査法人ディレクター 公認会計士

横山 明彦 東京大学大学院工学系研究科 教授

※委員辞任により第 38 回まで参加

四元 弘子 森・濱田松本法律事務所 弁護士

専門委員

石井 照之 日本商工会議所 産業政策第二部 課長

海寶 益典 一般社団法人日本経済団体連合会 資源・エネルギー対策 委員会 企画部会長

オブザーバー

大山 力 電力広域的運営推進機関 理事長

※第 39 回から参加

佐藤 悦緒 電力・ガス取引監視等委員会 事務局長

清水 成信 電気事業連合会 副会長

谷口	直行	株式会社エネット	代表取締役社長
都築	直史	電力広域的運営推進機関	理事・事務局長
※第 38 回まで参加			
早川	光毅	一般社団法人日本ガス協会	専務理事
平岩	芳朗	送配電網協議会	理事・事務局長

(五十音順・敬称略)

開催実績

第 37 回（2021 年 7 月 12 日）

○インバランス収支の扱いに係るパブリックコメントを踏まえた検討

第 38 回（2021 年 8 月 27 日）

○インバランス収支の調整に係る課題について

第 40 回（2021 年 10 月 26 日）

○インバランス収支に係る方向性・事務局調整案について

第 41 回（2021 年 11 月 18 日）

○インバランス収支の扱いに係る詳細ルール等について

第 43 回（2021 年 12 月 27 日）

○インバランス収支の扱いに係る詳細ルール等について

○取りまとめ（案）

経済産業省

20220106 資電部第1号
令和4年1月11日

北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪下 裕己 殿

経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて
(要請)

2021年1月上旬、断続的な寒波により電力需要が大幅に増加し、LNGの在庫が減少したことで発電が稼働抑制されるとともに、その他発電所の出力低下により供給力が低下したことで、電力需給がひっ迫する事態が発生しました。これに伴い、市場への売り入札が減少し、売り切れ状態が継続した結果、一時、最高価格 250 円/kWh を超える過去に例を見ない水準でスポット価格が高騰しました。スポット価格の高騰に伴い、インバランス料金も高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増えたことにより、一般送配電事業者のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況やこれまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下、「小委員会」という。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて、議論を重ね、第43回小委員会（2021年12月27日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021年1月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされました。また、この取りまとめにおいて、今回の措置の詳細な調整方法が取りまとめられたところです。

取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取ることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

経済産業省

20220106 資電部第1号
令和4年1月11日

東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光弘 殿

経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて
(要請)

2021年1月上旬、断続的な寒波により電力需要が大幅に増加し、LNGの在庫が減少したことで発電が稼働抑制されるとともに、その他発電所の出力低下により供給力が低下したことで、電力需給がひっ迫する事態が発生しました。これに伴い、市場への売り入札が減少し、売り切れ状態が継続した結果、一時、最高価格 250 円/kWh を超える過去に例を見ない水準でスポット価格が高騰しました。スポット価格の高騰に伴い、インバランス料金も高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増えたことにより、一般送配電事業者のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況やこれまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下、「小委員会」という。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて、議論を重ね、第43回小委員会（2021年12月27日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021年1月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされました。また、この取りまとめにおいて、今回の措置の詳細な調整方法が取りまとめられたところです。

取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取ることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

経済産業省

20220106 資電部第1号
令和4年1月11日

東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎則 殿

経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて
(要請)

2021年1月上旬、断続的な寒波により電力需要が大幅に増加し、LNGの在庫が減少したことで発電が稼働抑制されるとともに、その他発電所の出力低下により供給力が低下したことで、電力需給がひっ迫する事態が発生しました。これに伴い、市場への売り入札が減少し、売り切れ状態が継続した結果、一時、最高価格 250 円/kWh を超える過去に例を見ない水準でスポット価格が高騰しました。スポット価格の高騰に伴い、インバランス料金も高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増えたことにより、一般送配電事業者のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況やこれまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下、「小委員会」という。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて、議論を重ね、第43回小委員会（2021年12月27日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021年1月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされました。また、この取りまとめにおいて、今回の措置の詳細な調整方法が取りまとめられたところです。

取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取ることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

経済産業省

20220106 資電部第1号
令和4年1月11日

中部電力パワーグリッド株式会社

代表取締役 社長執行役員 市川 弥生次 殿

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて
(要請)

2021年1月上旬、断続的な寒波により電力需要が大幅に増加し、LNGの在庫が減少したことで発電が稼働抑制されるとともに、その他発電所の出力低下により供給力が低下したことで、電力需給がひっ迫する事態が発生しました。これに伴い、市場への売り入札が減少し、売り切れ状態が継続した結果、一時、最高価格 250 円/kWh を超える過去に例を見ない水準でスポット価格が高騰しました。スポット価格の高騰に伴い、インバランス料金も高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増えたことにより、一般送配電事業者のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況やこれまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下、「小委員会」という。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて、議論を重ね、第43回小委員会（2021年12月27日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021年1月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされました。また、この取りまとめにおいて、今回の措置の詳細な調整方法が取りまとめられたところです。

取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取ることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

経済産業省

20220106 資電部第1号
令和4年1月11日

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 水野 弘一 殿

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて
(要請)

2021年1月上旬、断続的な寒波により電力需要が大幅に増加し、LNGの在庫が減少したことで発電が稼働抑制されるとともに、その他発電所の出力低下により供給力が低下したことで、電力需給がひっ迫する事態が発生しました。これに伴い、市場への売り入札が減少し、売り切れ状態が継続した結果、一時、最高価格 250 円/kWh を超える過去に例を見ない水準でスポット価格が高騰しました。スポット価格の高騰に伴い、インバランス料金も高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増えたことにより、一般送配電事業者のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況やこれまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下、「小委員会」という。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて、議論を重ね、第43回小委員会（2021年12月27日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021年1月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされました。また、この取りまとめにおいて、今回の措置の詳細な調整方法が取りまとめられたところです。

取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取ることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

経済産業省

20220106 資電部第1号
令和4年1月11日

関西電力送配電株式会社
代表取締役社長 土井 義宏 殿

経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて
(要請)

2021年1月上旬、断続的な寒波により電力需要が大幅に増加し、LNGの在庫が減少したことで発電が稼働抑制されるとともに、その他発電所の出力低下により供給力が低下したことで、電力需給がひっ迫する事態が発生しました。これに伴い、市場への売り入札が減少し、売り切れ状態が継続した結果、一時、最高価格 250 円/kWh を超える過去に例を見ない水準でスポット価格が高騰しました。スポット価格の高騰に伴い、インバランス料金も高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増えたことにより、一般送配電事業者のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況やこれまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下、「小委員会」という。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて、議論を重ね、第43回小委員会（2021年12月27日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021年1月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされました。また、この取りまとめにおいて、今回の措置の詳細な調整方法が取りまとめられたところです。

取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取ることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

経済産業省

20220106 資電部第1号
令和4年1月11日

中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 松岡 秀夫 殿

経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて
(要請)

2021年1月上旬、断続的な寒波により電力需要が大幅に増加し、LNGの在庫が減少したことで発電が稼働抑制されるとともに、その他発電所の出力低下により供給力が低下したことで、電力需給がひっ迫する事態が発生しました。これに伴い、市場への売り入札が減少し、売り切れ状態が継続した結果、一時、最高価格 250 円/kWh を超える過去に例を見ない水準でスポット価格が高騰しました。スポット価格の高騰に伴い、インバランス料金も高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増えたことにより、一般送配電事業者のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況やこれまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下、「小委員会」という。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて、議論を重ね、第43回小委員会（2021年12月27日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021年1月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされました。また、この取りまとめにおいて、今回の措置の詳細な調整方法が取りまとめられたところです。

取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取ることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

経済産業省

20220106 資電部第1号
令和4年1月11日

四国電力送配電株式会社
取締役社長 横井 郁夫 殿

経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて
(要請)

2021年1月上旬、断続的な寒波により電力需要が大幅に増加し、LNGの在庫が減少したことで発電が稼働抑制されるとともに、その他発電所の出力低下により供給力が低下したことで、電力需給がひっ迫する事態が発生しました。これに伴い、市場への売り入札が減少し、売り切れ状態が継続した結果、一時、最高価格 250 円/kWh を超える過去に例を見ない水準でスポット価格が高騰しました。スポット価格の高騰に伴い、インバランス料金も高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増えたことにより、一般送配電事業者のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況やこれまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下、「小委員会」という。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて、議論を重ね、第43回小委員会（2021年12月27日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021年1月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされました。また、この取りまとめにおいて、今回の措置の詳細な調整方法が取りまとめられたところです。

取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取ることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

経済産業省

20220106 資電部第1号
令和4年1月11日

九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣渡 健 殿

経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて
(要請)

2021年1月上旬、断続的な寒波により電力需要が大幅に増加し、LNGの在庫が減少したことで発電が稼働抑制されるとともに、その他発電所の出力低下により供給力が低下したことで、電力需給がひっ迫する事態が発生しました。これに伴い、市場への売り入札が減少し、売り切れ状態が継続した結果、一時、最高価格 250 円/kWh を超える過去に例を見ない水準でスポット価格が高騰しました。スポット価格の高騰に伴い、インバランス料金も高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増えたことにより、一般送配電事業者のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況やこれまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下、「小委員会」という。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて、議論を重ね、第43回小委員会（2021年12月27日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021年1月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされました。また、この取りまとめにおいて、今回の措置の詳細な調整方法が取りまとめられたところです。

取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取ることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

経済産業省

20220106 資電部第1号
令和4年1月11日

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 本永 浩之 殿

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて
(要請)

2021年1月上旬、断続的な寒波により電力需要が大幅に増加し、LNGの在庫が減少したことで発電が稼働抑制されるとともに、その他発電所の出力低下により供給力が低下したことで、電力需給がひっ迫する事態が発生しました。これに伴い、市場への売り入札が減少し、売り切れ状態が継続した結果、一時、最高価格 250 円/kWh を超える過去に例を見ない水準でスポット価格が高騰しました。スポット価格の高騰に伴い、インバランス料金も高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増えたことにより、一般送配電事業者のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況やこれまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下、「小委員会」という。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて、議論を重ね、第43回小委員会（2021年12月27日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021年1月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされました。また、この取りまとめにおいて、今回の措置の詳細な調整方法が取りまとめられたところです。

取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取ることを要請いたします。

記

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

託送供給等特例認可申請書

令和 4 年 1 月 27 日

北海道電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

北 ネ 企 第 14 号

令和 4 年 1 月 27 日

経済産業大臣 萩生田 光 一 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪 下 裕 己

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けた
いので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給 場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

契約者に係る料金について、託送供給等約款（令和３年１２月２１日届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）１８（料金）（１）にかかわらず、次のとおりといたします。

１ 適 用

- （１）令和３年１月における３０分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に３（契約者に係る料金）（４）の補給調整単価を適用してえられる金額の合計から、令和３年１月における３０分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に３（契約者に係る料金）（５）の余剰調整単価を適用してえられる金額の合計を差し引いた金額（以下「調整総額」といいます。）が零を上回る契約者から令和４年２月１５日から令和４年３月１５日の間に当社へ申し出がある場合に適用いたします。ただし、契約者が当社へ申し出た時点で、支払期日を経過してなお支払われない接続対象計画差対応補給電力料金（延滞利息を含みます。）がある場合は適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により申請書を提出していただきます。

また、イまたはロに該当する場合には、次に定める契約者から当社へ申し出ていただきます。

イ 契約者が令和３年１月時点で接続供給契約の契約者を複数としていない場合で、契約者からの申し出時点において、接続供給契約の契約者を複数としているとき。

現在の接続供給契約における代表契約者

ロ 契約者が令和３年１月時点で接続供給契約の契約者を複数としている場合

- （イ）契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在しているとき。

その接続供給契約における代表契約者

- （ロ）契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在していないとき。

令和3年1月時点の接続供給契約の契約者の間で協議のうえ選定された契約者（選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、当該接続供給契約の代表契約者といたします。）

- (2) 契約者は、当社が契約者から提出された申請書等およびこの料金その他の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）を適用した契約者の名称を所管の官庁に提供することに同意していただきます。

2 適用期間

適用期間は、令和4年4月から原則として6か月間といたします。ただし、契約者から申し出がある場合または当社が契約者との協議が必要と認めた場合の適用期間は、5か月間を上限として、契約者と当社との協議によりあらかじめ月単位で定めるものといたします。

3 契約者に係る料金

- (1) 契約者に係る料金は、託送約款 18（料金）(1)ロによって算定された日程等別料金（1〔適用〕(1)イまたはロ(イ)の場合は当社に申し出ていただいた代表契約者と接続供給契約を同一とする各契約者に係る日程等別料金の合計とし、1〔適用〕(1)ロ(ロ)の場合は選定された契約者〔選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、その接続供給契約の各契約者といたします。〕に係る日程等別料金の合計といたします。）から(2)によって算定された調整額を差し引いてえられる金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。また、調整額が日程等別料金を上回る場合、その差額を調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から差し引きます。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からは差し引きません。）、託送約款 23（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに託送約款 25（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。
- (2) 調整額は、調整総額を6（2〔適用期間〕によって適用期間を協議で定める場合は、適用期間の月数といたします。）で除してえられる金額（各月の調整額の合計が調整総額に満たない場合は、その差額を令和4年4月分の調整額に加算するものといたします。）とし、需要バランシンググループごとに定めます。

- (3) 2（適用期間）によって適用期間を協議で定めない場合で、その適用期間終了時において、各月の日程等別料金から差し引かれた調整額の合計を調整総額が上回るときは、その差額を新たに定める調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から(1)に準じて差し引くものいたします。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からも差し引くものいたします。

なお、この場合の適用期間は、2（適用期間）にかかわらず、令和5年3月をこえない範囲で延長するものいたします。

- (4) 補給調整単価は、託送約款 23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)により設定された令和3年1月における30分ごとの接続対象計画差対応補給電力料金単価（消費税等相当額〔消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。〕を除いたものいたします。）から、イまたはロのうちいずれか大きい額（以下「調整基準額」といいます。）を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。

イ 1キロワット時につき 200 円 00 銭

ロ 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設する(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における令和3年1月の同一の時間帯の売買取引における価格を、(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が一般送配電事業者の供給区域ごとに公表した額

(イ) 卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なうもの

(ロ) スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

- (5) 余剰調整単価は、託送約款 23（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)により設定された令和3年1月における30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力料金単価（消費税等相当額を除いたものいたします。）から、調整基準額を差し引いた金額（当該金額が零を下回

る場合は零といたします。)に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

4 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

(添付書類)

電 気 事 業 法 施 行 規 則 第 20 条 の 規 定 に 基 づ く 添 付 書 類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする
理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和3年1月上旬に発生した電力需給のひっ迫によるスポット価格の高騰に伴い、インバランス料金が高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増加したことにより、当社のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況や、これまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」といいます。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて議論が重ねられました。

その結果、第43回小委員会（令和3年12月27日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021年1月において、インバランス料金単価が200円/kWh及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされ、詳細な調整方法についても取りまとめられました。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

第43回小委員会（2021年12月27日開催）における取りまとめ（「2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要BGにおける将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

(インバランス精算金の調整に係る特別措置)

2022 年 1 月 27 日

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWNWサ企第30号

2022年1月27日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の 相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受 電 場 所	同 上	
		供 給 場 所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

契約者に係る料金について、託送供給等約款（2021年12月21日届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）18（料金）（1）にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

- (1) 2021年1月における30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に3（契約者に係る料金）（4）の補給調整単価を適用してえられる金額の合計から、2021年1月における30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に3（契約者に係る料金）（5）の余剰調整単価を適用してえられる金額の合計を差し引いた金額（以下「調整総額」といいます。）が零を上回る契約者から2022年2月15日から2022年3月15日の間に当社へ申し出がある場合に適用いたします。ただし、契約者が当社へ申し出た時点で、支払期日を経過してなお支払われない接続対象計画差対応補給電力料金（延滞利息を含みます。）がある場合は適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により申請書を提出していただきます。

また、イまたはロに該当する場合には、次に定める契約者から当社へ申し出ていただきます。

イ 契約者が2021年1月時点で接続供給契約の契約者を複数としていない場合で、契約者からの申し出時点において、接続供給契約の契約者を複数としているとき。

現在の接続供給契約における代表契約者

ロ 契約者が2021年1月時点で接続供給契約の契約者を複数としている場合

- (イ) 契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在しているとき。

その接続供給契約における代表契約者

- (ロ) 契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在していないとき。

2021年1月時点の接続供給契約の契約者の間で協議のうえ選定さ

- れた契約者（選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、当該接続供給契約の代表契約者といたします。）
- (2) 契約者は、当社が契約者から提出された申請書等およびこの料金その他の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）を適用した契約者の名称を所管の官庁に提供することに同意していただきます。

2 適用期間

適用期間は、2022年4月から原則として6か月間といたします。ただし、契約者から申し出がある場合または当社が契約者との協議が必要と認めた場合の適用期間は、5か月間を上限として、契約者と当社との協議によりあらかじめ月単位で定めるものといたします。

3 契約者に係る料金

- (1) 契約者に係る料金は、託送約款18（料金）(1)ロによって算定された日程等別料金（1〔適用〕(1)イまたはロ(イ)の場合は当社に申し出ていただいた代表契約者と接続供給契約を同一とする各契約者に係る日程等別料金の合計とし、1〔適用〕(1)ロ(ロ)の場合は選定された契約者〔選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、その接続供給契約の各契約者といたします。〕に係る日程等別料金の合計といたします。）から(2)によって算定された調整額を差し引いてえられる金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。また、調整額が日程等別料金を上回る場合、その差額を調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から差し引きます。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からは差し引きません。）、託送約款23（接続対象計画差対応補給電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに託送約款25（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。
- (2) 調整額は、調整総額を6（2〔適用期間〕によって適用期間を協議で定める場合は、適用期間の月数といたします。）で除してえられる金額（各月の調整額の合計が調整総額に満たない場合は、その差額を2022年4月分の調整額に加算するものといたします。）とし、需要バランシンググループごとに定めます。
- (3) 2（適用期間）によって適用期間を協議で定めない場合で、その適

用期間終了時において、各月の日程等別料金から差し引かれた調整額の合計を調整総額が上回るときは、その差額を新たに定める調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から(1)に準じて差し引くものとしたします。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からも差し引くものとしたします。

なお、この場合の適用期間は、2（適用期間）にかかわらず、2023年3月をこえない範囲で延長するものとしたします。

- (4) 補給調整単価は、託送約款23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)により設定された2021年1月における30分ごとの接続対象計画差対応補給電力料金単価（消費税等相当額〔消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。〕を除いたものとしたします。）から、イまたはロのうちいずれか大きい額（以下「調整基準額」といいます。）を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零としたします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものとしたします。

イ 1キロワット時につき200円00銭

ロ 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設する(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における2021年1月の同一の時間帯の売買取引における価格を、(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が一般送配電事業者の供給区域ごとに公表した額

(イ) 卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なうもの

(ロ) スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

- (5) 余剰調整単価は、託送約款23（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)により設定された2021年1月における30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力料金単価（消費税等相当額を除いたものとしたします。）

から，調整基準額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

4 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり，当社の必要に応じて，契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については，託送約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2021 年 1 月上旬に発生した電力需給のひっ迫によるスポット価格の高騰に伴い、インバランス料金が高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増加したことにより、当社のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況や、これまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」といいます。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて議論が重ねられました。

その結果、第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021 年 1 月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされ、詳細な調整方法についても取りまとめられました。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

これを受け、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和4年1月27日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発 3 第27号

令和4年1月27日

経済産業大臣 萩生田光一 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎 則

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給 場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

契約者に係る料金について、託送供給等約款（令和3年12月21日届出。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）（1）にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

- （1） 令和3年1月における30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に3（契約者に係る料金）（4）の補給調整単価を適用してえられる金額の合計から、令和3年1月における30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に3（契約者に係る料金）（5）の余剰調整単価を適用してえられる金額の合計を差し引いた金額（以下「調整総額」といいます。）が零を上回る契約者から令和4年2月15日から令和4年3月15日の間に当社へ申し出がある場合に適用いたします。ただし、契約者が当社へ申し出た時点で、支払期日を経過してなお支払われない接続対象計画差対応補給電力料金（延滞利息を含みます。）がある場合は適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により申請書を提出していただきます。

また、イまたはロに該当する場合には、次に定める契約者から当社へ申し出ていただきます。

- イ 契約者が令和3年1月時点で接続供給契約の契約者を複数としていない場合で、契約者からの申し出時点において、接続供給契約の契約者を複数としているとき。

現在の接続供給契約における代表契約者

ロ 契約者が令和3年1月時点で接続供給契約の契約者を複数としている場合

(イ) 契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在しているとき。

その接続供給契約における代表契約者

(ロ) 契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在していないとき。

令和3年1月時点の接続供給契約の契約者の間で協議のうえ選定された契約者（選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、当該接続供給契約の代表契約者といたします。）

(2) 契約者は、当社が契約者から提出された申請書等およびこの料金その他の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）を適用した契約者の名称を所管の官庁に提供することに同意していただきます。

2 適用期間

適用期間は、令和4年4月から原則として6か月間といたします。ただし、契約者から申し出がある場合または当社が契約者との協議が必要と認めた場合の適用期間は、5か月間を上限として、契約者と当社との協議によりあらかじめ月単位で定めるものといたします。

3 契約者に係る料金

(1) 契約者に係る料金は、託送供給等約款 18（料金）（1）ロによって算定された日程等別料金（1〔適用〕（1）イまたはロ（イ）の場合は当社に申し出ていただいた代表契約者と接続供給契約を同一とする各契約者に係る日程等別料金の合計とし、1〔適用〕（1）ロ（ロ）の場合は選定された契約者〔選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数と

している場合は、その接続供給契約の各契約者といたします。〕に係る日程等別料金の合計といたします。) から(2)によって算定された調整額を差し引いてえられる金額(当該金額が零を下回る場合は零といたします。また、調整額が日程等別料金を上回る場合、その差額を調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から差し引きます。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からは差し引きません。)、託送供給等約款 23(接続対象計画差対応電力)によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに託送供給等約款 25(給電指令時補給電力)(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(2) 調整額は、調整総額を6(2〔適用期間〕によって適用期間を協議で定める場合は、適用期間の月数といたします。)で除してえられる金額(各月の調整額の合計が調整総額に満たない場合は、その差額を令和4年4月分の調整額に加算するものといたします。)とし、需要バランシンググループごとに定めます。

(3) 2(適用期間)によって適用期間を協議で定めない場合で、その適用期間終了時において、各月の日程等別料金から差し引かれた調整額の合計を調整総額が上回るときは、その差額を新たに定める調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から(1)に準じて差し引くものといたします。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からも差し引くものといたします。

なお、この場合の適用期間は、2(適用期間)にかかわらず、令和5年3月をこえない範囲で延長するものといたします。

(4) 補給調整単価は、託送供給等約款 23(接続対象計画差対応電力)(2)イ(ハ)により設定された令和3年1月における30分ごとの接続対象計画差対応補給電力料金単価(消費税等相当額〔消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する

金額をいいます。〕を除いたものといたします。) から、イまたはロのうちいずれか大きい額 (以下「調整基準額」といいます。) を差し引いた金額 (当該金額が零を下回る場合は零といたします。) に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

イ 1 キロワット時につき 200 円 00 銭

ロ 一般社団法人日本卸電力取引所 (以下「卸電力取引所」といいます。) が開設する (イ) および (ロ) に定める卸電力取引市場における令和 3 年 1 月の同一の時間帯の売買取引における価格を、(イ) および (ロ) に定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が一般送配電事業者の供給区域ごとに公表した額

(イ) 卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場 (以下「スポット市場」といいます。) であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なうもの

(ロ) スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

(5) 余剰調整単価は、託送供給等約款 23 (接続対象計画差対応電力) (2) ロ (ハ) により設定された令和 3 年 1 月における 30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力料金単価 (消費税等相当額を除いたものといたします。) から、調整基準額を差し引いた金額 (当該金額が零を下回る場合は零といたします。) に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

4 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和3年1月上旬に発生した電力需給のひっ迫によるスポット価格の高騰に伴い、インバランス料金が高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増加したことにより、当社のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況や、これまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」といいます。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて議論が重ねられました。

その結果、第43回小委員会（令和3年12月27日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、令和3年1月において、インバランス料金単価が200円/kWh及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされ、詳細な調整方法についても取りまとめられました。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよ

う要請がありました。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（令和 3 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

これを受け、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 15 号
2022年 1 月 27 日

経済産業大臣 萩 生 田 光 一 殿

名 古 屋 市 東 区 東 新 町 1 番 地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員
市川 弥生次

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給		備 考
供給の相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別 紙 に 記 載 の と お り で す。		
	住 所		同 上		
	受 給 場 所	受 電 場 所	同 上		
		供 給 場 所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

契約者に係る料金について、託送供給等約款（2021 年 12 月 21 日届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）19（料金）(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

(1) 2021 年 1 月における 30 分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に 3（契約者に係る料金）(4)の補給調整単価を適用してえられる金額の合計から、2021 年 1 月における 30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に 3（契約者に係る料金）(5)の余剰調整単価を適用してえられる金額の合計を差し引いた金額（以下「調整総額」といいます。）が零を上回る契約者から 2022 年 2 月 15 日から 2022 年 3 月 15 日の間に当社へ申し出がある場合に適用いたします。ただし、契約者が当社へ申し出た時点で、支払期日を経過してなお支払われない接続対象計画差対応補給電力料金（延滞利息を含みます。）がある場合は適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により申請書を提出していただきます。

また、イまたはロに該当する場合には、次に定める契約者から当社へ申し出ていただきます。

イ 契約者が 2021 年 1 月時点で接続供給契約の契約者を複数としていない場合で、契約者からの申し出時点において、接続供給契約の契約者を複数としているとき。

現在の接続供給契約における代表契約者

ロ 契約者が 2021 年 1 月時点で接続供給契約の契約者を複数としている

場合

- (イ) 契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在しているとき。

その接続供給契約における代表契約者

- (ロ) 契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在していないとき。

2021 年 1 月時点の接続供給契約の契約者の間で協議のうえ選定された契約者（選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、当該接続供給契約の代表契約者といたします。）

- (2) 契約者は、当社が契約者から提出された申請書等およびこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）を適用した契約者の名称を所管の官庁に提供することに同意していただきます。

2 適 用 期 間

適用期間は、2022 年 4 月から原則として 6 か月間といたします。ただし、契約者から申し出がある場合または当社が契約者との協議が必要と認めた場合の適用期間は、5 か月間を上限として、契約者と当社との協議によりあらかじめ月単位で定めるものといたします。

3 契約者に係る料金

- (1) 契約者に係る料金は、託送約款 19（料金）(1)ロによって算定された日程等別料金（1〔適用〕(1)イまたはロ(イ)の場合は当社に申し出ていただいた代表契約者と接続供給契約を同一とする各契約者に係る日程等別料金の合計とし、1〔適用〕(1)ロ(ロ)の場合は選定された契約者〔選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、その接続供給契約の各契約者といたします。〕に係る日程等別料金の合計といたします。）から(2)によって算定された調整額を差し引いてえられる金額

（当該金額が零を下回る場合は零といたします。また、調整額が日程等別料金を上回る場合、その差額を調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から差し引きます。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からは差し引きません。）、託送約款 25（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに託送約款 27（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(2) 調整額は、調整総額を 6（2〔適用期間〕によって適用期間を協議で定める場合は、適用期間の月数といたします。）で除してえられる金額（各月の調整額の合計が調整総額に満たない場合は、その差額を 2022 年 4 月分の調整額に加算するものといたします。）とし、需要バランシンググループごとに定めます。

(3) 2（適用期間）によって適用期間を協議で定めない場合で、その適用期間終了時において、各月の日程等別料金から差し引かれた調整額の合計を調整総額が上回るときは、その差額を新たに定める調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から(1)に準じて差し引くものといたします。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からも差し引くものといたします。

なお、この場合の適用期間は、2（適用期間）にかかわらず、2023 年 3 月をこえない範囲で延長するものといたします。

(4) 補給調整単価は、託送約款 25（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)により設定された 2021 年 1 月における 30 分ごとの接続対象計画差対応補給電力料金単価（消費税等相当額〔消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。〕を除いたものといたします。）から、イまたはロのうちいずれか大きい額（以下「調整基準額」といいます。）を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額を加えた金額と

し、当社が 30 分ごとに設定するものいたします。

イ 1 キロワット時につき 200 円 00 銭

ロ 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）

が開設する(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における 2021 年 1 月の同一の時間帯の売買取引における価格を、(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が一般送配電事業者の供給区域ごとに公表した額

(イ) 卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なうもの

(ロ) スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

(5) 余剰調整単価は、託送約款 25（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)により設定された 2021 年 1 月における 30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力料金単価（消費税等相当額を除いたものいたします。）から、調整基準額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零いたします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が 30 分ごとに設定するものいたします。

4 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものいたします

ます。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を
必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

2021 年 1 月上旬に発生した電力需給のひっ迫によるスポット価格の高騰に伴い、インバランス料金が高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増加したことにより、当社のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況や、これまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」という。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて議論が重ねられました。

その結果、第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021 年 1 月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされ、詳細な調整方法についても取りまとめられました。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

第43回小委員会（2021年12月27日開催）における取りまとめ（「2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要BGにおける将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものです。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2022 年 1 月 27 日

北陸電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

託 サ 第 24 号

2022 年 1 月 27 日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 水野 弘一

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給		備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名（名 称）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受 給 場 所	受 電 場 所	同 上		
		供 給 場 所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容			同 上		
供 給 開 始 年 月 日 及 び 有 効 期 間			同 上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

契約者に係る料金について、託送供給等約款（2021 年 12 月 21 日届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）18（料金）(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

- (1) 2021 年 1 月における 30 分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に 3（契約者に係る料金）(4)の補給調整単価を適用してえられる金額の合計から、2021 年 1 月における 30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に 3（契約者に係る料金）(5)の余剰調整単価を適用してえられる金額の合計を差し引いた金額（以下「調整総額」といいます。）が零を上回る契約者から 2022 年 2 月 15 日から 2022 年 3 月 15 日の間に当社へ申し出がある場合に適用いたします。ただし、契約者が当社へ申し出た時点で、支払期日を経過してなお支払われない接続対象計画差対応補給電力料金（延滞利息を含みます。）がある場合は適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により申請書を提出していただきます。

また、イまたはロに該当する場合には、次に定める契約者から当社へ申し出ていただきます。

イ 契約者が 2021 年 1 月時点で接続供給契約の契約者を複数としていない場合で、契約者からの申し出時点において、接続供給契約の契約者を複数としているとき。

現在の接続供給契約における代表契約者

ロ 契約者が 2021 年 1 月時点で接続供給契約の契約者を複数としている場合
(イ) 契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在しているとき。

その接続供給契約における代表契約者

(ロ) 契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在していないとき。

2021 年 1 月時点の接続供給契約の契約者の間で協議のうえ選定された契約者（選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、当該接続供給契約の代表契約者といたします。）

- (2) 契約者は、当社が契約者から提出された申請書等およびこの料金その他の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）を適用した契約者の名称を所管の官庁に提供することに同意していただきます。

2 適 用 期 間

適用期間は、2022 年 4 月から原則として 6 か月間といたします。ただし、契約者から申し出がある場合または当社が契約者との協議が必要と認めた場合の適用期間は、5 か月間を上限として、契約者と当社との協議によりあらかじめ

月単位で定めるものといたします。

3 契約者に係る料金

- (1) 契約者に係る料金は、託送約款18（料金）(1)ロによって算定された日程等別料金（1〔適用〕(1)イまたはロ(イ)の場合は当社に申し出ていただいた代表契約者と接続供給契約を同一とする各契約者に係る日程等別料金の合計とし、1〔適用〕(1)ロ(ロ)の場合は選定された契約者〔選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、その接続供給契約の各契約者といたします。〕に係る日程等別料金の合計といたします。）から(2)によって算定された調整額を差し引いてえられる金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。また、調整額が日程等別料金を上回る場合、その差額を調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から差し引きます。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からは差し引けません。）、託送約款24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに託送約款26（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。
- (2) 調整額は、調整総額を6（2〔適用期間〕によって適用期間を協議で定める場合は、適用期間の月数といたします。）で除してえられる金額（各月の調整額の合計が調整総額に満たない場合は、その差額を2022年4月分の調整額に加算するものといたします。）とし、需要バラシグループごとに定めます。
- (3) 2（適用期間）によって適用期間を協議で定めない場合で、その適用期間終了時において、各月の日程等別料金から差し引かれた調整額の合計を調整総額が上回るときは、その差額を新たに定める調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から(1)に準じて差し引くものといたします。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からも差し引くものといたします。
- なお、この場合の適用期間は、2（適用期間）にかかわらず、2023年3月をこえない範囲で延長するものといたします。
- (4) 補給調整単価は、託送約款24（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)により設定された2021年1月における30分ごとの接続対象計画差対応補給電力料金単価（消費税等相当額〔消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。〕を除いたものといたします。）から、イまたはロのうちいずれか大きい額（以下「調整基準額」といいます。）を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。
- イ 1キロワット時につき200円00銭
- ロ 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設する(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における

2021年1月の同一の時間帯の売買取引における価格を、(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が一般送配電事業者の供給区域ごとに公表した額

(イ) 卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なうもの

(ロ) スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

(5) 余剰調整単価は、託送約款24（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)により設定された2021年1月における30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力料金単価（消費税等相当額を除いたものといたします。）から、調整基準額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

4 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

2021 年 1 月上旬に発生した電力需給のひっ迫によるスポット価格の高騰に伴い、インバランス料金が高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増加したことにより、当社のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況や、これまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」といいます。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて議論が重ねられました。

その結果、第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021 年 1 月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされ、詳細な調整方法についても取りまとめられました。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

これを受け、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2022 年 1 月 27 日

関西電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

関送企発 第 17 号

2022 年 1 月 27 日

経済産業大臣 萩 生 田 光 一 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 土 井 義 宏

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

契約者に係る料金について、託送供給等約款（2021 年 12 月 21 日届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）18（料金）(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

- (1) 2021 年 1 月における 30 分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に 3（契約者に係る料金）(4)の補給調整単価を適用してえられる金額の合計から、2021 年 1 月における 30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に 3（契約者に係る料金）(5)の余剰調整単価を適用してえられる金額の合計を差し引いた金額（以下「調整総額」といいます。）が零を上回る契約者から 2022 年 2 月 15 日から 2022 年 3 月 15 日の間に当社へ申し出がある場合に適用いたします。ただし、契約者が当社へ申し出た時点で、支払期日を経過してなお支払われない接続対象計画差対応補給電力料金（延滞利息を含みます。）がある場合は適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により申請書を提出していただきます。

また、イまたはロに該当する場合には、次に定める契約者から当社へ申し出ていただきます。

イ 契約者が 2021 年 1 月時点で接続供給契約の契約者を複数としていない場合で、契約者からの申し出時点において、接続供給契約の契約者を複数としているとき。

現在の接続供給契約における代表契約者

ロ 契約者が 2021 年 1 月時点で接続供給契約の契約者を複数としている場合

(イ) 契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在しているとき。

その接続供給契約における代表契約者

(ロ) 契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在していないとき。

2021 年 1 月時点の接続供給契約の契約者の間で協議のうえ選定された契約者（選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、当該接続供給契約の代表契約者といたします。）

(2) 契約者は、当社が契約者から提出された申請書等およびこの料金その他の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）を適用した契約者の名称を所管の官庁に提供することに同意していただきます。

2 適用期間

適用期間は、2022 年 4 月から原則として 6 か月間といたします。ただし、契約者から申し出がある場合または当社が契約者との協議が必要と認めた場合の適用期間は、5 か月間を上限として、契約者と当社との協議によりあらかじめ月単位で定めるものといたします。

3 契約者に係る料金

(1) 契約者に係る料金は、託送約款 18（料金）(1)ロによって算定された日程等別料金（1〔適用〕(1)イまたはロ(イ)の場合は当社に申し出ていただいた代表契約者と接続供給契約を同一とする各契約者に係る日程等別料金

の合計とし、1〔適用〕(1)ロ(㍑)の場合は選定された契約者〔選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、その接続供給契約の各契約者といたします。〕に係る日程等別料金の合計といたします。)から(2)によって算定された調整額を差し引いてえられる金額(当該金額が零を下回る場合は零といたします。また、調整額が日程等別料金を上回る場合、その差額を調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から差し引きます。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からは差し引きません。)、託送約款 23 (接続対象計画差対応電力)によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに託送約款 25 (給電指令時補給電力) (1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(2) 調整額は、調整総額を6 (2〔適用期間〕によって適用期間を協議で定める場合は、適用期間の月数といたします。)で除してえられる金額(各月の調整額の合計が調整総額に満たない場合は、その差額を2022年4月分の調整額に加算するものといたします。)とし、需要バランシンググループごとに定めます。

(3) 2 (適用期間)によって適用期間を協議で定めない場合で、その適用期間終了時において、各月の日程等別料金から差し引かれた調整額の合計を調整総額が上回るときは、その差額を新たに定める調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から(1)に準じて差し引くものといたします。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からも差し引くものといたします。

なお、この場合の適用期間は、2 (適用期間)にかかわらず、2023年3月をこえない範囲で延長するものといたします。

(4) 補給調整単価は、託送約款 23 (接続対象計画差対応電力) (2)イ(ハ)によ

り設定された 2021 年 1 月における 30 分ごとの接続対象計画差対応補給電力料金単価（消費税等相当額〔消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。〕を除いたものといたします。）から、イまたはロのうちいずれか大きい額（以下「調整基準額」といいます。）を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

イ 1 キロワット時につき 200 円 00 銭

ロ 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設する(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における 2021 年 1 月の同一の時間帯の売買取引における価格を、(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が一般送配電事業者の供給区域ごとに公表した額

(イ) 卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なうもの

(ロ) スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

(5) 余剰調整単価は、託送約款 23（接続対象計画差対応電力）(2) ロ(ハ)により設定された 2021 年 1 月における 30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力料金単価（消費税等相当額を除いたものといたします。）から、調整基準

額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が 30 分ごとに設定するものといたします。

4 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

2021 年 1 月上旬に発生した電力需給のひっ迫によるスポット価格の高騰に伴い、インバランス料金が高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増加したことにより、当社のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況や、これまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」といいます。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて議論が重ねられました。

その結果、第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021 年 1 月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、balancing group（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされ、詳細な調整方法についても取りまとめられました。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情

がある場合」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

これを受け、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2022 年 1 月 27 日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

企 託 サ 第 45 号
2022 年 1 月 27 日

経済産業大臣

萩生田 光一 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給		備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受 給 場 所	受 電 場 所	同 上		
		供 給 場 所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

契約者に係る料金について、託送供給等約款（2021 年 12 月 21 日届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）18（料金）（1）にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

- （1） 2021 年 1 月における 30 分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に 3（契約者に係る料金）（4）の補給調整単価を適用してえられる金額の合計から、2021 年 1 月における 30 分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に 3（契約者に係る料金）（5）の余剰調整単価を適用してえられる金額の合計を差し引いた金額（以下「調整総額」といいます。）が零を上回る契約者から 2022 年 2 月 15 日から 2022 年 3 月 15 日の間に当社へ申し出がある場合に適用いたします。ただし、契約者が当社へ申し出た時点で、支払期日を経過してなお支払われない接続対象計画差対応補給電力料金（延滞利息を含みます。）がある場合は適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により申請書を提出していただきます。

また、イまたはロに該当する場合には、次に定める契約者から当社へ申し出ていただきます。

イ 契約者が 2021 年 1 月時点で接続供給契約の契約者を複数としていない場合で、契約者からの申し出時点において、接続供給契約の契約者を複数としているとき。

現在の接続供給契約における代表契約者

ロ 契約者が 2021 年 1 月時点で接続供給契約の契約者を複数としている場合

（イ） 契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在しているとき。

その接続供給契約における代表契約者

（ロ） 契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在していないとき。

2021 年 1 月時点の接続供給契約の契約者の間で協議のうえ選定された契約者（選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、当該接続供給契約の代表契約者といたします。）

- （2） 契約者は、当社が契約者から提出された申請書等およびこの料金その他の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）を適用した契約者の名称を所管の官庁に提供することに同意していただきます。

2 適 用 期 間

適用期間は、2022 年 4 月から原則として 6 か月間といたします。ただし、契約者から申し出がある場合または当社が契約者との協議が必要と認めた場合の適用期間は、5 か月間を上限として、契約者と当社との協議によりあらかじめ月単位で定めるものといたします。

3 契約者に係る料金

- （1） 契約者に係る料金は、託送約款18（料金）（1）ロによって算定された日程等別料金（1〔適用〕（1）イまたはロ（イ）の場合は当社に申し出ていただいた代表契約者と接続供給契約を同一とする各契約者に係る日程等別料金の合計とし、1〔適用〕（1）ロ（ロ）の場合は選定された契

約者〔選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、その接続供給契約の各契約者といたします。〕に係る日程等別料金の合計といたします。〕から(2)によって算定された調整額を差し引いてえられる金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。また、調整額が日程等別料金を上回る場合、その差額を調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から差し引きます。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からは差し引きません。）、託送約款23（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに託送約款25（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

- (2) 調整額は、調整総額を6（2〔適用期間〕によって適用期間を協議で定める場合は、適用期間の月数といたします。）で除してえられる金額（各月の調整額の合計が調整総額に満たない場合は、その差額を2022年4月分の調整額に加算するものといたします。）とし、需要バランシンググループごとに定めます。
- (3) 2（適用期間）によって適用期間を協議で定めない場合で、その適用期間終了時において、各月の日程等別料金から差し引かれた調整額の合計を調整総額が上回るときは、その差額を新たに定める調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から(1)に準じて差し引くものといたします。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からも差し引くものといたします。

なお、この場合の適用期間は、2（適用期間）にかかわらず、2023年3月をこえない範囲で延長するものといたします。

- (4) 補給調整単価は、託送約款23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)により設定された2021年1月における30分ごとの接続対象計画差対応補給電力料金単価（消費税等相当額〔消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。〕を除いたものといたします。）から、イまたはロのうちいずれか大きい額（以下「調整基準額」といいます。）を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

イ 1キロワット時につき200円00銭

ロ 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設する(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における2021年1月の同一の時間帯の売買取引における価格を、(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が一般送配電事業者の供給区域ごとに公表した額

(イ) 卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なうもの

(ロ) スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

- (5) 余剰調整単価は、託送約款23（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)により設定された2021年1月における30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力料金単価（消費税等相当額を除いたものといたします。）から、調整基準額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

4 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2021 年 1 月上旬に発生した電力需給のひっ迫によるスポット価格の高騰に伴い、インバランス料金が高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増加したことにより、当社のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況や、これまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」といいます。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて議論が重ねられました。

その結果、第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021 年 1 月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされ、詳細な調整方法についても取りまとめられました。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（2021 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

これを受け、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和4年1月27日

四国電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

業 制 発 第 13 号

令和 4 年 1 月 27 日

経済産業大臣 萩 生 田 光 一 殿

高 松 市 丸 の 内 2 番 5 号

四 国 電 力 送 配 電 株 式 会 社

取 締 役 社 長 横 井 郁 夫

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給		備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受給 場所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供給電力			同 上		
供給電圧			同 上		
電気方式及び周波数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

契約者に係る料金について、託送供給等約款（令和３年１２月２１日届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）１８（料金）（１）にかかわらず、次のとおりといたします。

１ 適 用

- （１）令和３年１月における３０分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に３（契約者に係る料金）（４）の補給調整単価を適用してえられる金額の合計から、令和３年１月における３０分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に３（契約者に係る料金）（５）の余剰調整単価を適用してえられる金額の合計を差し引いた金額（以下「調整総額」といいます。）が零を上回る契約者から令和４年２月１５日から令和４年３月１５日の間に当社へ申し出がある場合に適用いたします。ただし、契約者が当社へ申し出た時点で、支払期日を経過してなお支払われない接続対象計画差対応補給電力料金（延滞利息を含みます。）がある場合は適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により申請書を提出していただきます。

また、イまたはロに該当する場合には、次に定める契約者から当社へ申し出ていただきます。

イ 契約者が令和３年１月時点で接続供給契約の契約者を複数としていない場合で、契約者からの申し出時点において、接続供給契約の契約者を複数としているとき。

現在の接続供給契約における代表契約者

ロ 契約者が令和３年１月時点で接続供給契約の契約者を複数としている場合

（イ）契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在しているとき。

その接続供給契約における代表契約者

（ロ）契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在していないとき。

令和３年１月時点の接続供給契約の契約者の間で協議のうえ選定された契約者（選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、当該接続供給契約の代表契約者といいます。）

- （２）契約者は、当社が契約者から提出された申請書等およびこの料金その他の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）を適用した契約者の名称を所管の官庁に提供することに同意していただきます。

2 適用期間

適用期間は、令和4年4月から原則として6か月間といたします。ただし、契約者から申し出がある場合または当社が契約者との協議が必要と認めた場合の適用期間は、5か月間を上限として、契約者と当社との協議によりあらかじめ月単位で定めるものといたします。

3 契約者に係る料金

- (1) 契約者に係る料金は、託送約款18（料金）(1)ロによって算定された日程等別料金（1〔適用〕(1)イまたはロ(イ)の場合は当社に申し出ていただいた代表契約者と接続供給契約を同一とする各契約者に係る日程等別料金の合計とし、1〔適用〕(1)ロ(ロ)の場合は選定された契約者〔選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、その接続供給契約の各契約者といたします。〕に係る日程等別料金の合計といたします。）から(2)によって算定された調整額を差し引いてえられる金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。また、調整額が日程等別料金を上回る場合、その差額を調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から差し引きます。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からは差し引きません。）、託送約款23（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに託送約款25（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。
- (2) 調整額は、調整総額を6（2〔適用期間〕によって適用期間を協議で定める場合は、適用期間の月数といたします。）で除してえられる金額（各月の調整額の合計が調整総額に満たない場合は、その差額を令和4年4月分の調整額に加算するものといたします。）とし、需要バラランシンググループごとに定めます。
- (3) 2（適用期間）によって適用期間を協議で定めない場合で、その適用期間終了時において、各月の日程等別料金から差し引かれた調整額の合計を調整総額が上回るときは、その差額を新たに定める調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から(1)に準じて差し引くものといたします。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からも差し引くものといたします。

なお、この場合の適用期間は、2（適用期間）にかかわらず、令和5年3月をこえない範囲で延長するものといたします。
- (4) 補給調整単価は、託送約款23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)により設定された令和3年1月における30分ごとの接続対象計画差対応補給電力料金単価（消費税等相当額〔消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。〕を除いたものといたします。）から、イまたはロのうちいずれか大きい額（以下「調整基準額」といいます。）を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税

等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

イ 1キロワット時につき200円00銭

ロ 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設する(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における令和3年1月の同一の時間帯の売買取引における価格を、(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が一般送配電事業者の供給区域ごとに公表した額

(イ) 卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なうもの

(ロ) スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

(5) 余剰調整単価は、託送約款23（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)により設定された令和3年1月における30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力料金単価（消費税等相当額を除いたものといたします。）から、調整基準額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

4 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和3年1月上旬に発生した電力需給のひっ迫によるスポット価格の高騰に伴い、インバランス料金が高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増加したことにより、当社のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況や、これまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」といいます。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて議論が重ねられました。

その結果、第43回小委員会（令和3年12月27日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、令和3年1月において、インバランス料金単価が200円/kWh及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされ、詳細な調整方法についても取りまとめられました。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

第43回小委員会（令和3年12月27日開催）における取りまとめ（「2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要BGにおける将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

契託制第27号
令和4年1月27日

経済産業大臣 萩生田光一 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受 電 場 所	同 上	
		供 給 場 所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容			同 上	
供 給 開 始 年 月 日 及 び 有 効 期 間			同 上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

契約者に係る料金について、託送供給等約款（令和3年12月21日届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）18（料金）（1）にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

- (1) 令和3年1月における30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に3（契約者に係る料金）（4）の補給調整単価を適用してえられる金額の合計から、令和3年1月における30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に3（契約者に係る料金）（5）の余剰調整単価を適用してえられる金額の合計を差し引いた金額（以下「調整総額」といいます。）が零を上回る契約者から令和4年2月15日から令和4年3月15日の間に当社へ申し出がある場合に適用いたします。ただし、契約者が当社へ申し出た時点で、支払期日を経過してなお支払われない接続対象計画差対応補給電力料金（延滞利息を含みます。）がある場合は適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により申請書を提出していただきます。

また、イまたはロに該当する場合には、次に定める契約者から当社へ申し出ていただきます。

イ 契約者が令和3年1月時点で接続供給契約の契約者を複数としていない場合で、契約者からの申し出時点において、接続供給契約の契約者を複数としているとき。

現在の接続供給契約における代表契約者

ロ 契約者が令和3年1月時点で接続供給契約の契約者を複数としている場合

(イ) 契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在しているとき。

その接続供給契約における代表契約者

(ロ) 契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在していないとき。

令和3年1月時点の接続供給契約の契約者の間で協議のうえ選定された契約者（選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、当該接続供給契約の代表契約者いたします。）

(2) 契約者は、当社が契約者から提出された申請書等およびこの料金その他の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）を適用した契約者の名称を所管の官庁に提供することに同意していただきます。

2 適用期間

適用期間は、令和4年4月から原則として6か月間といたします。ただし、契約者から申し出がある場合または当社が契約者との協議が必要と認めた場合の適用期間は、5か月間を上限として、契約者と当社との協議によりあらかじめ月単位で定めるものといたします。

3 契約者に係る料金

(1) 契約者に係る料金は、託送約款18（料金）(1)ロによって算定された日程等別料金（1〔適用〕(1)イまたはロ(イ)の場合は当社に申し出いただいた代表契約者と接続供給契約を同一とする各契約者に係る日程等別料金の合計とし、1〔適用〕(1)ロ(ロ)の場合は選定された契約者〔選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としてい

る場合は、その接続供給契約の各契約者といたします。〕に係る日程等別料金の合計といたします。) から(2)によって算定された調整額を差し引いてえられる金額(当該金額が零を下回る場合は零といたします。また、調整額が日程等別料金を上回る場合、その差額を調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から差し引きます。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からは差し引きません。)、託送約款23(接続対象計画差対応電力)によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに託送約款25(給電指令時補給電力)(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(2) 調整額は、調整総額を6(2〔適用期間〕によって適用期間を協議で定める場合は、適用期間の月数といたします。)で除してえられる金額(各月の調整額の合計が調整総額に満たない場合は、その差額を令和4年4月分の調整額に加算するものといたします。)とし、需要バランシンググループごとに定めます。

(3) 2(適用期間)によって適用期間を協議で定めない場合で、その適用期間終了時において、各月の日程等別料金から差し引かれた調整額の合計を調整総額が上回るときは、その差額を新たに定める調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から(1)に準じて差し引くものといたします。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からも差し引くものといたします。

なお、この場合の適用期間は、2(適用期間)にかかわらず、令和5年3月をこえない範囲で延長するものといたします。

(4) 補給調整単価は、託送約款23(接続対象計画差対応電力)(2)イ(ハ)により設定された令和3年1月における30分ごとの接続対象計画差対応補給電力料金単価(消費税等相当額〔消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する

金額をいいます。〕を除いたものといたします。) から、イまたはロのうちいずれか大きい額（以下「調整基準額」といいます。）を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

イ 1キロワット時につき200円00銭

ロ 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設する(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における令和3年1月の同一の時間帯の売買取引における価格を、(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が一般送配電事業者の供給区域ごとに公表した額

(イ) 卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なうもの。

(ロ) スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの。

(5) 余剰調整単価は、託送約款23（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)により設定された令和3年1月における30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力料金単価（消費税等相当額を除いたものといたします。）から、調整基準額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

4 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和3年1月上旬に発生した電力需給のひっ迫によるスポット価格の高騰に伴い、インバランス料金が高騰し、また、市場の売り切れに伴い不足インバランスが増加したことにより、当社のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況や、これまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」といいます。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて議論が重ねられました。

その結果、第43回小委員会（令和3年12月27日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021年1月において、インバランス料金単価が200円/kWh及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされ、詳細な調整方法についても取りまとめられました。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

第43回小委員会（2021年12月27日開催）における取りまとめ（「2021年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要BGにおける将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和4年1月27日

沖縄電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

沖縄送送統発第22号

令和4年1月27日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本永 浩之

社長執行役員

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	—
	住所		同上	—
	受給場所	受電場所	同上	—
		供給場所	同上	—
供給電力			同上	—
供給電圧			同上	—
電気方式及び周波数			同上	—
料金その他の供給条件の内容			同上	—
供給開始年月日及び有効期間			同上	—

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

契約者に係る料金について、託送供給等約款（令和３年１２月２１日届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）１８（料金）（１）にかかわらず、次のとおりといたします。

１ 適 用

- （１）令和３年１月における３０分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に３（契約者に係る料金）（４）の補給調整単価を適用してえられる金額の合計から、令和３年１月における３０分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に３（契約者に係る料金）（５）の余剰調整単価を適用してえられる金額の合計を差し引いた金額（以下「調整総額」といいます。）が零を上回る契約者から令和４年２月１５日から令和４年３月１５日の間に当社へ申し出がある場合に適用いたします。ただし、契約者が当社へ申し出た時点で、支払期日を経過してなお支払われない接続対象計画差対応補給電力料金（延滞利息を含みます。）がある場合は適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により申請書を提出していただきます。

また、イまたはロに該当する場合には、次に定める契約者から当社へ申し出ていただきます。

イ 契約者が令和３年１月時点で接続供給契約の契約者を複数としていない場合で、契約者からの申し出時点において、接続供給契約の契約者を複数としているとき。

現在の接続供給契約における代表契約者

ロ 契約者が令和３年１月時点で接続供給契約の契約者を複数としている場合

- （イ）契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在しているとき。

その接続供給契約における代表契約者

- （ロ）契約者からの申し出時点において、同一の契約者を代表契約者とする接続供給契約が存在していないとき。

令和3年1月時点の接続供給契約の契約者の間で協議のうえ選定された契約者（選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、当該接続供給契約の代表契約者といたします。）

- (2) 契約者は、当社が契約者から提出された申請書等およびこの料金その他の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）を適用した契約者の名称を所管の官庁に提供することに同意していただきます。

2 適用期間

適用期間は、令和4年4月から原則として6か月間といたします。ただし、契約者から申し出がある場合または当社が契約者との協議が必要と認めた場合の適用期間は、5か月間を上限として、契約者と当社との協議によりあらかじめ月単位で定めるものといたします。

3 契約者に係る料金

- (1) 契約者に係る料金は、託送約款18（料金）(1)ロによって算定された日程等別料金（1〔適用〕(1)イまたはロ(イ)の場合は当社に申し出ていただいた代表契約者と接続供給契約を同一とする各契約者に係る日程等別料金の合計とし、1〔適用〕(1)ロ(ロ)の場合は選定された契約者〔選定された契約者の接続供給契約における契約者を複数としている場合は、その接続供給契約の各契約者といたします。〕に係る日程等別料金の合計といたします。）から(2)によって算定された調整額を差し引いてえられる金額（当該金額が零を下回る場合は零といたします。また、調整額が日程等別料金を上回る場合、その差額を調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から差し引きます。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からは差し引きません。）、託送約款23（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金といたします。
- (2) 調整額は、調整総額を6（2〔適用期間〕によって適用期間を協議で定める場合は、適用期間の月数といたします。）で除してえられる金額（各月の調整額の合計が調整総額に満たない場合は、その差額を令和4年4月分の調整額に加算するものといたしま

す。)とし、需要バランシンググループごとに定めます。

- (3) 2 (適用期間)によって適用期間を協議で定めない場合で、その適用期間終了時において、各月の日程等別料金から差し引かれた調整額の合計を調整総額が上回るときは、その差額を新たに定める調整額として、料金算定日とその直後となる日程等別料金から(1)に準じて差し引くものとしたします。ただし、料金算定日の属する月が異なる日程等別料金からも差し引くものとしたします。

なお、この場合の適用期間は、2 (適用期間)にかかわらず、令和5年3月をこえない範囲で延長するものとしたします。

- (4) 補給調整単価は、託送約款23 (接続対象計画差対応電力) (1)ハにより設定された令和3年1月における30分ごとの接続対象計画差対応補給電力料金単価 (消費税等相当額 [消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。] を除いたものとしたします。) から、イまたはロのうちいずれか大きい額 (以下「調整基準額」といいます。) を差し引いた金額 (当該金額が零を下回る場合は零としたします。) に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものとしたします。

イ 1キロワット時につき200円00銭

ロ 一般社団法人日本卸電力取引所 (以下「卸電力取引所」といいます。) が開設する(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における令和3年1月の同一の時間帯の売買取引における価格を、(イ)および(ロ)に定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表した額

- (イ) 卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場 (以下「スポット市場」といいます。) であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行なうもの

- (ロ) スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

- (5) 余剰調整単価は、託送約款23（接続対象計画差対応電力）(2)ハにより設定された令和3年1月における30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力料金単価（消費税等相当額を除いたものいたします。）から、調整基準額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合は零いたします。）に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。

4 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものいたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和 3 年 1 月上旬に発生した電力需給のひっ迫によるスポット価格の高騰に伴い、インバランス料金が高騰したことにより、当社のインバランス収益は大きく増加しました。また、インバランス料金の高騰を受け、事業に影響が出た小売電気事業者が多く発生しました。

こうした状況や、これまでも一般送配電事業者のインバランス収支は収支相償を原則とした措置を講じてきた経緯等を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（以下「小委員会」といいます。）において、一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて議論が重ねられました。

その結果、第 43 回小委員会（令和 3 年 12 月 27 日開催）において、取りまとめがなされ、「今後とも多様な小売電気事業者間のサービス競争の中で、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できる事業環境を支える観点から、2021 年 1 月において、インバランス料金単価が 200 円/kWh 及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランシンググループ（以下「BG」という。）ごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行うこと」とされ、詳細な調整方法についても取りまとめられました。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、取りまとめにおいても記載のとおり、今回の措置は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

第 43 回小委員会（令和 3 年 12 月 27 日開催）における取りまとめ（「2021 年 1 月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支の取扱いについて」）に従い、需要 BG における将来の託送料金について、必要な措置を講ずること。

これを受け、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

経済産業省

20220127 資第1号
令和4年1月28日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。